

統計法の概要 (平成21年4月施行)

1. 目的

公的統計が国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であることにかんがみ、公的統計の作成及び提供に関し基本となる事項を定めることにより、公的統計の体系的かつ効率的な整備及びその有用性の確保を図り、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与

2. 公的統計の体系的整備

- ・ 国勢統計、国民経済計算及び行政機関が作成する統計のうち重要なものとして総務大臣が指定した統計を基幹統計として位置づけ
- ・ 公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、公的統計の整備に関する基本的な計画を閣議によって決定することを法定化(おおむね5年ごとに変更)
- ・ 国民経済計算の作成基準をあらかじめ設定・公表することにより、中立性・客観性を確保
- ・ 行政機関が行う統計調査について、総務大臣が審査・承認を行うことにより品質確保や重複是正を図るとともに、報告義務やかたまり調査の禁止などの規定を整備することにより、基幹統計を作成するための調査(基幹統計調査)における適正確実な報告を担保
- ・ 統計調査以外の方法により作成される基幹統計について、総務大臣が必要に応じて意見を述べることとすることにより、公的統計全体の体系性を確保
- ・ 行政機関が保有する各種の情報を統計の作成に活用する仕組みを整備することにより、統計作成の正確性や効率性を向上させるとともに、統計調査における被調査者の負担を軽減

3. 統計データの利用促進と秘密の保護

- ・ 委託に応じた集計による統計の提供や、匿名性の確保措置を講じた調査票情報(匿名データ)の提供に関する規定を整備することにより、学術研究等の需要に対応(提供の対価として手数料を徴収)
- ・ 公的統計の作成に用いられた調査票情報等について、適正管理義務や守秘義務、目的外利用の禁止などの規定を整備するとともに、これらの規定を統計調査事務の受託者に対しても同様に適用

4. 統計委員会の設置

- ・ 基本計画案など、法律の定める事項について専門的かつ中立公正な調査審議を行う統計委員会を内閣府に設置することにより、公的統計の総合的かつ体系的な整備を推進

統計法における情報の提供

提供の種類	情報の種類	提供先	対象となる統計調査
調査票情報の提供 (統計法33条)	統計調査によって集められた情報のうち、文書、図画又は電磁的記録に記録されているもの。	総務省令で定める者 ※ 会計検査院、地方独立行政法人、地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社など。	全統計調査
委託による統計の作成 (オーダーメイド集計) (統計法34条)	行政機関等が一般からの委託に応じ、その行った統計調査に係る調査票情報を利用して、統計の作成等を行ったもの。	一般 ※ 学術研究の発展に資すると認める場合など。	総務省の国勢調査をはじめとした6統計 ※ 22年6月時点
匿名データの作成・提供 (統計法35・36条)	一般の利用に供することを目的として調査票情報を特定の個人又は法人その他の団体の識別ができないように加工したもの。	一般 ※ 学術研究の発展に資すると認める場合など。	【総務省】 全国消費実態調査 社会生活基本調査 就業構造基本調査 住宅・土地統計調査 ※ データの匿名性の確保について、内閣府の統計委員会で審議。

統計法における情報提供の各類型の主な取扱い（審査基準等）

未定稿

	調査表情報 統計法第33条の運用に関するガイドライン（要約） （第9 3 申し出に対する基本的審査基準）	オーダーメイド集計 委託による統計の作成等に係るガイドライン（要約） （第7 委託申し出に対する審査）	匿名データの提供 匿名データの作成・提供に係るガイドライン（要約） （第8 提供依頼申し出に対する審査）
提供対象者	総務省令で定める者 （会計検査院、地方独立行政法人、地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社及びこれらと同等の公益性を有する統計を作成する者）	①大学や学術研究を目的とする機関に所属している者 ②営利企業に属する者であっても学術論文等の形で研究成果が社会へ還元されるものは可。主として研究目的であり、公表後、副次的に営利目的で活用されるのも可。	①学術研究・高等教育を行う機関又は所属する者（大学、シンクタンク等） ②営利企業に属する者であっても学術論文等の形で研究成果が社会へ還元されるものは可。主として研究目的であり、公表後、副次的に営利目的で活用されるのも可。 ③我が国が加盟している国際機関、複数の外国政府等からデータ提供を受ける公的機関等（国際比較統計利活用事業）
ガイドラインの位置づけ	本ガイドラインに従い各行政機関等で要綱を作成し、当該要綱に従い各府省において提供の可否について判断。	本ガイドラインを基にオーダーメイド集計に係る具体的な事務処理の内容や手続の明確化等を図るため各機関で事務処理要綱を策定。	本ガイドラインを基に匿名データの作成・提供に係る具体的な事務処理の内容の明確化等のため各機関で事務処理要綱を策定。
① データの利用目的	【提供先が、会計検査院、地方独立行政法人、地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社の場合】 第9 3（1）調査票情報の利用目的 ①統計の作成、②統計的研究及び③統計を作成するための調査に係る名簿の作成目的 【提供先が、その他同等の公益性を有する統計を作成する者の場合】 ①統計の作成、②統計的研究	第7 3（7）直接の利用目的 直接の利用目的が、学術研究の利用又は高等教育の利用のいずれかであり、成果物を利用する高等教育機関の名称、学術研究内容の名称・内容等、授業科目の名称・内容等、成果物のすべての利用目的と齟齬がないこと。	第8 2 総則 （1）統計の作成又は統計的研究にのみ利用されること。（2）学術研究又は高等教育の用に供することを直接の目的とするものであること。（5）国際比較を行う上で必要な統計の作成等にのみに用いること。
② データ利用の必要性	第9 3（1）① 使用目的 【提供先が、会計検査院等の場合】 申し出を行う組織又は法人の活動にとって必要不可欠であることを示す書類の添付が必要であり、当該使用が個人ではなく当該組織として必要であると認められることが必要。 【それ以外の者の場合】 利用場所が日本国内であり、行政機関等から委託を受けて行う調査研究に係る統計の作成等である必要。 （2）利用者の範囲 調査票情報の利用者の範囲は必要最小限とし、職務に関して使用する場合であることが必要。 （3）利用する情報の名称及び範囲 調査票情報の名称、年次等、地域、属性的範囲が使用目的から判断して、必要最小限となっており、不要と考えられるものが含まれていないことが必要。 （4）利用する調査事項及び使用方法 ①オンサイト利用（行政機関等が指定する場所及び機器において利用）以外 調査事項が使用目的等から照らして必要最小限。また既に公表されている集計結果から作成できないことが必要。 調査対象の名称等は、中間的に使用する場合以外には提供しない。 ②オンサイト利用 利用目的、研究内容及び研究計画に照らして利用する調査事項が必要最小限。	第7 3（13）委託申し出に係る統計の作成等の内容及び仕様 ア 内容の明確化等 統計成果物の内容が受託機関等において明確に理解でき、処理内容を確定できる内容であること。 イ 審査 対応可能なオーダーメイド集計の内容を限定している場合、その範囲を踏まえたものであること。業務量・業務内容について、通常業務との関係、体制、提供までの期間等から判断して対応可能なもの。一部の業務を民間委託する場合、確実にいずれかの事業者の落札が見込まれること。 （14）統計成果物の提供希望年月日及び当該年月日を希望する理由 提供希望年月日とその利用目的、利用方法からみて妥当であること及び統計成果物の内容及び仕様から判断し対応可能であること。	第8 3（1）～（3） 学術研究、高等教育、国際比較統計利活用事業の要件該当の確認 （7）匿名データの名称、年次等 利用目的の内容と匿名データの内容を照らし合わせて不必要と判断されるデータが含まれていないこと。 （8）利用目的 学術研究、高等教育、国際比較統計利活用事業の目的が、申請されたこれらの研究、授業及び事業の内容と齟齬がないこと。 特に販売など金銭の授受を伴い、当該利用が明らかに営利をあげることを目的としている場合は認めない。 （13）匿名データのすべての利用目的 少なくとも成果物の公表に関する事項が記載されていることが必要。 営利目的と考えられる事項が記載されている場合は、その利用が成果物の公表後に行われることが前提となることから、公表時期との前後関係を確認。 （17）匿名データの利用期間 匿名データの利用期間が研究計画、授業科目の実施期間又は国際比較統計利活用事業の目的内容から見て必要最小限となっていること。

	(5) 利用期間 研究等の期間に照らして適切なものであること（できるだけ短期間が望ましい）。		
③ データ利用の緊急性	記述なし。	記述なし。	記述なし。
④ データ利用申請に関連する分野での過去の研究実績、データ分析に係る人的体制	記述なし。	記述なし。	記述なし。
⑤ データの利用場所並びに保管場所及び管理方法	第9 3 (6) 利用場所、利用する環境、保管場所及び管理方法 －利用場所は、日本国内であること、かつ施錠可能な物理的な場所に限定され持ち出されることがないこと。 －限定された媒体に格納され、施錠可能なキャビネット等で保管されること。また利用場所と同一が好ましい。 －使用時に利用場所にいる者が制限されること、利用時のPC環境としてインターネット等の外部と接続していないこと、利用するPCにセキュリティ対策（ウイルスソフト等）が施されていること。等 (8) 転写書類の使用後の処置 原則として転写書類・中間集計表は使用後直ちに廃棄	記述なし。	第8 3 (16) 匿名データの利用場所及び管理方法 ①施錠可能な物理的なスペースに限定され、当該スペースから匿名データが持ち出されないこと。 ②匿名データが限定された媒体に格納され、施錠可能なキャビネット等で保管されること。また利用場所と同一が好ましい。 ③利用時に上記①のスペースにいる者が制限され又は何らかの確認行為が行われること。 ④利用時のコンピューター環境として、インターネット等の外部ネットワークに接続していないこと。 ⑤匿名データを利用するコンピューター等に、セキュリティ対策（ウイルスソフト等）が施されていること。 ⑥外部ネットワークに接続する可能性があるコンピューターや利用者以外の者が使用するコンピューターに匿名データや中間生成物を残留させないこと。 ※ 集計処理等を委託する場合、委託先も①～⑥を満たす必要。 【データ利用が国外である場合】 ⑦～⑩のいずれかを満たす必要。 ⑦提供機関等に十分な旅費予算があり、国外利用の監査が可能であること。 ⑧二以上の外国政府等から調査表情報等の提供を受けている等、監査を行わなくとも情報管理に関し十分に信頼に足りると判断される組織等の申出の場合。 ⑨我が国の職員が提供依頼申出者の属する機関に出向しており、当該職員にデータの利用状況を確認してもらうことが可能である場合 ⑩匿名データの利用期間中にデータの提供を受けた者等が提供期間等を訪問し、利用状況等についてヒアリングができる場合。
⑥ データ分析の結果の公表の有無	第9 3 (7) 結果の公表方法及び公表時期 閲覧又は転写した結果をそのまま公表する場合は認められない。結果を公表しない場合はその理由が妥当なものである必要。公表する場合には秘匿措置が必要。	第7 3 (12) 公表の方法 学術研究目的の場合は、学術論文等の形で研究の成果が公表される予定、高等教育目的の場合は、高等教育の内容が公表される予定であること。	第8 3 (14) 公表の方法 成果物の公表が予定されていることが必要。 公表予定日が、データの利用期間と比較して整合していることが必要。
データ利用後の措置	第12 2 利用期間終了後の処置 調査票情報から生成したもののうち申出にあった様式以外のものは中間生成物を含め廃棄する。	記述なし。	第16 匿名データ利用後の措置 利用期間終了後、直ちに匿名データ及び中間生成物を消去する。提供した媒体に入った匿名データは返却。
不適切利用への対応	第13 1 調査票情報の不適切利用への対応 統計法上の罰則あり（懲役又は罰金）。 目的外利用や情報が漏洩した等の問題が生じた場合、サービス提供の禁止措置等のペナルティを課す。	第17 統計成果物の不適切利用への対応 申し出のあった目的以外での利用の禁止。 不適切利用が判明した場合は、委託申出禁止等の措置を課す。	第18 匿名データの不適切利用への対応 統計法上の罰則あり（罰金）。 承諾された利用目的以外の利用を行った場合やデータを紛失した場合等について、利用の取消、データの返却、複写データの消去等の措置。
手数料	なし。	あり（実費勘案）。	あり（実費勘案）。